

令和2年度 所得税 改正のポイント（一部抜粋）

①給与所得控除の引き下げ

- ・一律10万円ずつ引き下げられます。
- ・上限額の適用される収入金額が「1,000万円超」から「850万円超」に引き下げられます。
- ・上限額が、220万円から195万円に引き下げられます。

給与などの収入金額	給与所得控除額		増減額
	令和元年度（改正前）	令和2年以降（改正後）	
162万5,000円以下	65万円	55万円	-10万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円	
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円	
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限）	
1,000万円超	220万円（上限）	195万円（上限）	-10万円～ -25万円

②基礎控除の引き上げ

- ・合計所得金額2,400万円以下の場合、10万円の引き上げ
- ・合計所得金額2,400万円を超える方に段階的に減額
- ・合計所得金額2,500万円を上限とし、それを超える方への適用は不可に

給与などの収入合計 （ ）は合計所得金額	基礎控除額		増減額	
	令和元年度（改正前）	令和2年以降（改正後）		
2,595（2,400）万円以下	38万円	48万円	+10万円	
2,595（2,400）万円超		32万円	-6万円	
2,645（2,450）万円以下		16万円	16万円	-22万円
2,645（2,450）万円超				
2,695（2,500）万円以下				
2,695（2,500）万円超				

③扶養親族等の合計所得金額の要件等の見直し

「給与所得控除額の引き下げ」と「基礎控除の引き上げ」に伴う、各種所得控除を受けるための扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

【対象と金額】

対象	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
源泉対象配偶者の合計所得	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	38万円超123万円以下	48万円超 133万円以下

④公的年金等控除の引き下げ

- ・公的年金等控除額が原則10万円引き下げられます。
- ・公的年金等収入以外の合計所得1,000万円超の高所得層においては、更に控除額が引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円超の層においては、控除額に上限が設けられます。

【65歳未満】

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	改正前	改正後		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超	公的年金等の収入金額 ×25% + 37.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 7.5万円
410万円以下		公的年金等の収入金額 ×15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 48.5万円
410万円超	公的年金等の収入金額 ×5% + 155.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 125.5万円
770万円以下		195.5万円	185.5万円	175.5万円
770万円超	1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 125.5万円
1,000万円以下		195.5万円	185.5万円	175.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

【65歳以上】

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	改正前	改正後		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超	公的年金等の収入金額 ×25% + 37.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 7.5万円
410万円以下		公的年金等の収入金額 ×15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 48.5万円
410万円超	公的年金等の収入金額 ×5% + 155.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 125.5万円
770万円以下		195.5万円	185.5万円	175.5万円
770万円超	1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 125.5万円
1,000万円以下		195.5万円	185.5万円	175.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

新型コロナ関連補助金の、所得税上の取扱い

【課税となるもの】（一部抜粋）

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・雇用調整助成金
- ・新しい生活様式対応支援補助金 等

【非課税となるもの】（一部抜粋）

- ・新型コロナ対応休業支援金
- ・新型コロナ対応休業給付金
- ・特別定額給付金
- ・子育て世帯への臨時特別給付金



令和2年10月1日からの改正建設業法等の施行について（主な改正内容）

1. 経営業務の管理責任者の要件が見直されました

改正前は、経営業務の管理責任者（個人）を配置する必要がありましたが、今回の改正により経営業務の管理責任者「個人」が存在しなくても、「組織」で適切な経営業務管理責任体制になっていれば、許可の要件を満たすこととなりました。

①要件の緩和

改正前は、許可を受けようとする建設業の経営経験等の制約がありましたが、今回の改正により、建設業の経営経験があればよいことになりました。

規則第7条第1号イ(1)	建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
規則第7条第1号イ(2)	建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（執行役員等）として経営業務を管理した経験を有する者
規則第7条第1号イ(3)	建設業に関し6年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を補佐する業務に従事した経験を有する者

②要件の追加

「組織」として、次の1）又は2）の要件を満たした「常勤役員等」を配置したうえで、「常勤役員等を補佐する者」をそれぞれ配置した「経営業務管理責任体制」があればよいこととなります。

○常勤役員等（次のいずれかに該当する者）

- 1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る）としての経験を有する者
- 2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に関し2年以上役員等としての経験を有する者

○常勤役員等を直接補佐する者

その会社で「財務管理」「労務管理」「業務運営」の5年以上の業務経験がある者（複数の経験による兼務可）

2. 社会保険加入が許可の要件となりました

（適用除外となる事業所は除く）

①社会保険（健保・厚生・雇用）の適用事業所に該当する事業所に關し、各加入に係る届出を提出していることが許可の要件となりました。

※適用除外となる事業所

- ①健康保険・厚生年金：従業員4名以下の従業員を使用する個人事業所
 - ②雇用保険：労働者の雇用がない事業所
- ②全ての許可申請時には社会保険に加入していることの確認資料の提出が必要となります。
- ③健康保険・厚生年金・雇用保険のいずれか1つでも未加入がある場合は、許可申請は受付されません。

3. 建設業許可の承継制度が創設されました

令和2年10月1日より、建設業者（建設業許可を受けている者）の建設業の全部を他の者が承継する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができるようになりました。

- 1) 事業譲渡（個人事業主が生前行う事業承継、個人事業の法人化も含まれます。）
- 2) 法人の合併
- 3) 法人の分割
- 4) 相続（個人事業に限る）

4. 建設業許可申請関係の様式の追加・変更

今改正に伴い様式の変更、追加がされており、10月1日からは原則新様式での提出となります。

5. その他

①監理技術者の専任義務が緩和

元請の管理技術者に関し、これを補佐する者（主任技術者の要件を満たす者のうち、監理技術者職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等）を置く場合は、元請の管理技術者の複数現場（2現場）の兼任が認められることとなります。

②主任技術者の配置義務の見直し

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりませんでしたが、今回の改正により、専門工事のうち、特定専門工事（施工技術が画一的である等として政令で定めるもの）については、下位下請の主任技術者については、要件を満たす場合に配置が不要となります。

※特定専門工事：下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事

※要件（次の全てを満たすことが必要）

- 1) あらかじめ元請人が注文者の書面等による承諾を得ること
- 2) 元請人と下請人が書面による合意をする事
- 3) 元請人の主任技術者、特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、1年以上の指導監督的実務経験があり、当該工事現場に専任で置かれること
- 4) 下請人が更なる下請契約をしないこと

③技術検定制度（施工管理技士）の見直し

（令和3年4月1日施行）

これまで学科試験と実地試験により行われていた技術検定については、それぞれ独立の試験として、第一次検定及び第二次検定として実施されます。

※技術検定の合格者に与えられる称号

第一次検定：級及び種目の名称に関する「技士補」

例：1級建築施工管理技士補

第二次検定：級及び種目の名称に関する「技士」

例：1級建築施工管理技士

④監理技術者講習（令和3年1月から適用）

管理技術者講習の有効期間の起算点が見直されます。現行は「講習を受けた日から5年間」でしたが、今回の改正にて「講習日の翌年の1月1日から5年間」に変更されます。

⑤経営事項審査（令和3年4月から適用）

- 1) 評価項目に技術者・技能者の能力向上への取り組みを追加されます。
- 2) 建設業経理士の加算条件として、講習を受けた登録建設業経理士等が評価対象となります。

～40歳以上で、特定健診がまだお済みではない方へ～ 一生、生活が不自由になる病気を防ぎましょう。今年は特定健診を受けてください。

① 生活習慣病は、通院と薬の服用が長く続く、治りにくい病気です。

この健診は、血液検査と尿検査を中心にした検査です。がん以外の、あなたの年代がわかりやすい生活習慣病のリスクを測ります。治療が困難で、長い年月にわたって体が不自由になる生活習慣病を防ぐために、国が行なっています。



② かかりつけの病院で、定期的に受診し健康チェックをしているので、特定健診は必要ないと思いませんか？

かかりつけ病院での健康チェックと特定健診は、少し意味合いが違います。特定健診は、体全体の健康チェックする場となりますので、自覚症状がない病気を発見する機会にもなります。

なお、かかりつけの病院が特定健診を実施している場合、受診券の利用で無料となります。

③ 健診は約 1 時間^{*1}で終わります。

あなたのご都合のいい日と、医療機関を選ぶことができます。

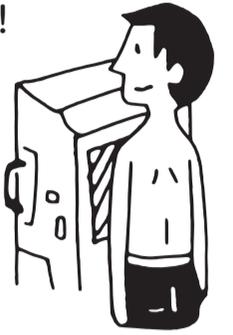
^{*1} 混雑状況により、健診にかかる時間が前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。

④ 個人で受ければ、7,911円^{*2}はかかる検査が無料です!!

^{*2} 令和 2 年度 集合契約の金額となっております。あらかじめご了承ください。

⑤ 健診と一緒に(指定病院)胸部レントゲン検査も無料です!!

ご希望の方は、特定健診実施一覧表の最終頁に記載しています。



健診の検査内容

血液検査 血圧 検尿 身体計測 問診

特定健診で分かる生活習慣病

高血圧症 脂質異常症 肝硬変 アルコール性肝臓病
動脈硬化 糖尿病 腎不全 痛風 など

受診券は今年の 5 月中旬頃にお送りしております。受診券を紛失の方は各支部、または長建保までお問い合わせ下さい。(再発行可)

■ 下記の医療機関で人間ドックを受診頂けます。身体の状態をチェックしてみませんか?! ■

人間ドック実施医療機関

お申込は組合窓口でお手続きとなります。(ご持参頂く物 人間ドック自己負担金・保険証)

医療機関によっては、今年度中のお申込定員を上回った場合、ご予約頂けない場合がございますので、お早めにお申込下さい

- ※ 1 大腸内視鏡検査をご希望の場合、別途追加料金が必要となりますので、ご注意ください。
- ※ 2 乳がん検査をご希望の方(乳腺エコー・触診検査)が男性技師の場合がございます。なお、男性技師・女性技師の選択はできませんので、予めご了承ください。乳がん・子宮がん検査がご不要の場合、組合窓口でお申し出ください。
- ※ 3 子宮頸がん検査が外部委託の医療機関です。福田ゆたか外科医院(松山町 杉田レディースクリニック) 長崎北徳洲会病院(時津町 長崎百合野病院)で子宮頸がん検査となります。

一泊二日	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査(2日目) 糖負荷(血糖値検査) ※ 1、大腸内視鏡検査をご希望の方は、2日目の朝から検査となります。						
一泊二日 自己負担額	自己負担額 18,000円(※オプションを追加する場合のみ、別途検査料金が必要となります) 自己負担額(18,000円)に乳がん・子宮がん検査料金も含まれます。						
※ 1 一泊二日 大腸内視鏡検査 自己負担額	日赤原爆諫早病院	男性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査・ピロリ菌検査・腫瘍マーカー(睪・胆嚢がん)	+ 19,470円	合計金額(組合でお支払い金額)	37,470円
	大腸内視鏡検査・ピロリ菌検査・腫瘍マーカー(睪・胆嚢がん)	女性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査・ピロリ菌検査・腫瘍マーカー(睪・胆嚢がん)	+ 20,130円	合計金額(組合でお支払い金額)	38,130円
	佐世保中央病院	男性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査	+ 13,200円	合計金額(組合でお支払い金額)	31,200円
	糖負荷検査・大腸内視鏡検査	女性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査	+ 13,200円	合計金額(組合でお支払い金額)	31,200円
日帰り	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査						
日帰り 自己負担額	自己負担額 7,000円(※オプションを追加する場合のみ、別途検査料金が必要となります) 自己負担額(7,000円)に乳がん・子宮がん検査料金も含まれます。						
実施医療機関名	受診対象(性別)	日帰りコース	一泊二日コース	大腸内視鏡検査 一泊二日コース ※1.別途、自己負担必要	婦人科検診	医療機関の所在地	電話番号
ながさき内科リウマチ科病院	男性のみ	●	●	●	×	〒850-0832 長崎市油屋町 1-21	095-822-3151
さとう内科医院	男性 女性	●	●	●	×	〒852-8022 長崎市富士見町 3-25	095-861-1477
虹が丘病院	男性 女性	●	●	●	×	〒852-8055 長崎市虹が丘町 1-1	095-856-1305
長崎原爆病院	男性 女性	●	×	×	●	〒852-8511 長崎市茂里町 3-15	095-841-9612
福田ゆたか外科医院	男性 女性	●	×	×	●	※ 3 ● 外部委託 〒852-8107 長崎市浜町 3-5	095-843-7701
長崎北徳洲会病院	男性 女性	●	×	×	●	※ 3 ● 外部委託 〒852-8061 長崎市滑石 1-12-5	095-857-3000
日赤原爆諫早病院	男性 女性	●	●	●	●	〒859-0401 諫早市多良見町化屋986-2	0957-27-2127
大村市民病院	男性 女性	●	×	×	●	〒856-0817 大村市古賀島町133-22	0957-52-2163
佐世保中央病院	男性 女性	●	●	●	●	※ 1 ● 別途、自己負担 〒857-1165 佐世保市大和町15	0956-33-5335
久保内科病院	男性 女性	●	●	●	×	〒857-0136 佐世保市田原町11-9	0956-49-3377
平戸市民病院	男性 女性	●	×	×	●	〒859-5363 平戸市草積町1125-12	0950-28-1113
五島中央病院	男性 女性	●	×	×	●	〒853-0031 五島市吉久木町205	0959-72-3181

令和 3 年 3 月実施予定 保険証更新における 大切なお知らせ



扶養認定には証明書類が必要です

長建保保に扶養家族(被保険者)として加入するための資格要件は、組合員の世帯に属するご家族の生計が当該組合員の収入により維持されていることが原則です。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新の際、ご家族の現況並びに収入の有無等につきまして証明書類により資格の確認をさせていただきます。

しかしながら、毎年三月の保険証の更新の際、現況無収入としてご申告いただいたにもかかわらず一定以上の収入があることが判明したケースや、証明書類の提出をお約束したにもかかわらず、更新時に所定の証明書類を提出されない場合は、ご家族の現況確認等ができませんので保険証の更新ができませんのでご注意ください。

組合員世帯の皆様には被保険者の資格の確認に際しご理解並びにご協力をお願いします。

尚、更新時に所定の証明書類を提出されない場合は、ご家族の現況確認等ができませんので保険証の更新ができませんのでご注意ください。

組合員の所得控除(配偶者控除)「扶養控除」を受けている場合は、当該組合員の確定申告書の写し

◆保険証の更新の際には、ご家族(高校生以下の方を除く)に係る次のいずれかの書類をお持ち下さい。

- 確定申告書の写し
- 給与所得源泉徴収票の写し(給与所得及び年金受給者の方は、給与所得源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の写し)
- 勤務先の賃金支払(見込)証明書
- 組合員の所得控除(配偶者控除)「扶養控除」を受けている場合は、当該組合員の確定申告書の写し

○在学証明書 又は学生証の写し(来春大学等に入学される場合は、合格通知書など確認できるものをご持参の上、入学後に在学証明書を提出して下さい。)

○施設等の在所証明書

※年間収入(給与や年金等)が百三〇万円(六〇歳以上は百八〇万円)以上ある(又は見込まれる)場合は、扶養認定ができません。

※証明書記載内容によっては加入要件に該当しないため、扶養認定ができない場合があります。

※確定申告を税理士等に依頼されている皆様には、頼られている皆様には、更新用として申告書の写しをお手元にご用意いただく等の予めのご準備をお願い致します。更新時までに準備できない場合は組合までご連絡下さい。

※申告の際、年金所得〇円等の理由により公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となられた皆様も、保険証の更新の際には必要になる場合がありますので紛失しないよう大切に保管して下さい。

※詳細につきましては、別途案内予定の案内書にてお知らせさせていただきます。

長建国保だより

インフルエンザの予防接種費用を助成!!

長建国保では加入している被保険者(組合員、家族)全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルスエンザのワクチン接種に係る費用の補助を実施しております。

インフルエンザの予防接種補助の申請について

長建国保加入の被保険者組合員及び家族

《補助の対象》

季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルスエンザのワクチン接種(以下予防接種という)に係る自己負担の費用が一回につき、一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助いたします。

《補助の申請》

当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書(様式第一号)

に予防接種の領収書を添え申請して下さい。

《補助申請の期間》

補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して六ヶ月以内となっておりますので、接種後早めに申請して下さい。

(例) 一月十日に予防接種をした場合は、七月三十日迄に申請が必要です。

《申請に必要なもの》

- ①被保険者証
- ②予防接種の費用と分かる領収書及び明細書等
- ③印鑑

《補助の交付》

補助金の交付は、申請に問題がなければ受付時に支部窓口で交付いたします。(申請時に交付)

《補助対象期間》

今年度のインフルエンザの予防接種の助成対象期間は、令和三年三月三十一日迄となっております。

《補助例》

(例1) インフルエンザの予防接種を1回接種し、4,000円の接種費用を支払った場合。
4,000円(接種費用)-1,500円(控除額)
=2,500円(補助額)

(例2) インフルエンザの予防接種を1回接種し、1,000円の接種費用を支払った場合。
1,000円(接種費用)-1,500円(控除額)
=-500円
⇒0円(補助額)

※自治体の助成(小児及び高齢者等)により予防接種の窓口負担(支払額)が1,500円未満であった場合は、補助事業の対象となりませんのでご注意ください。

支部だより

「コロナ対策を講じ 一本一本砥ぎあげる」

新型コロナウイルスの影響で春先からの支部行事がほぼ中止となる中、浦上東支部では、十月十八日(日)山里地区ふれあいセンターで住宅デー(無料包丁砥ぎ)を開催しました。



当日は、来場者の距離の確保、受付には飛沫感染予防のビニールシートの設置、活動をスタート。組合員さんらは、早速、受け付けられた包丁を手際よく、一本一本丁寧に砥ぎあげていきました。例年より砥ぎ手も少なめでありましたが、いつものようにバタバタすることもなく、無事終了することができました。

ここにこんな人が

十月十三日に長崎県庁口ビーにて佐世保中央支部の草場知博さんが「九州風景街道マイスター」として認定され表彰を受けました。九州風景街道マイスターとは日本風景街道の活動の普及、活性化などを目的に多年の経験と卓越した活動



佐世保中央支部 草場 知博さん(右)

技能を有し活動技術伝承の指導者などを認定する制度です。今回、草場知博さんは(卓越した活動技能)として一〇〇カ所の道の駅訪問やチラシ等の配布を行い行った事や(実務関係者への指導・育成等)として佐世保・佐々地域連絡会議の地域代表とともに、地区の活動を牽引し後継者の育成にも尽力されている事が評価されている認定となりました。

全建総連技能者育成基金制度

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ3千~1万円を全建総連から申請者(組合)を通じて組合員の方々に支給します(対象資格は下表を参照)。

◎申請方法

- ①資格取得報奨金制度申請書(※要印鑑持参)
 - ②資格取得を証明する書類(合格証書、修了証明書等)
- 以上を組合(各支部事務所)へ提出して申請を行って下さい。

◎申請時の注意点

- ・受講時に組合員であること。
- ・2018年4月1日以降に新たに合格した資格であること。
- ・組合費等の滞納(3ヶ月以上)がないこと。
- ・申請期限は資格取得から3年以内。

資格取得報奨金制度の対象資格・区分

区分1:10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士(※1)、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者(※2)

区分2:6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士(※1)、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許(※3)

区分3:3,000円/作業主任者

ガス溶接、コンクリート破碎器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質等、鉛、四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削、土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石棉

- (※1) 技能検定 建設関係32職種(造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ)、金属加工関係で1職種(鉄工)、電気・精密機械器具関係で1職種(電気製図)、木材・木製品・紙加工品関係で4職種(家具製作、建具製作、畳製作、表装)、その他で5職種(ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工【建築フィルム作業】、ビルクリーニング、ハウスクリーニング)
- (※2) 登録基幹技能者 33職種(電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、プレストレスト・コンクリート工事、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶・土工、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテンウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎工、タイル張り、標識・路面標示、消火設備、建築大工、硝子工事)
- (※3) 職業訓練指導員免許 11科(建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科)

各種講習会のご案内

① 規矩術講習会

木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

開催日時 令和2年12月6日(日)、12月13日(日)
午前9時~午後4時予定(受付:午前8時30分~)

開催場所 組合本部(長崎市城山町17-58)

対象者 青年層組合員(39歳以下)

定員 10名

申込期限 令和2年11月27日(金)(定員になり次第締め切り)

内容 規矩術(基礎講座)

受講料 2,000円

※持参するもの

さしがね、筆記用具、大工道具

※出来るだけ2日間参加の事

② 丸ノコ等取り扱い作業従事者特別教育

お仕事で幅広く使用されている丸ノコですが、取り扱いの不慣れ等により毎年多くの作業者が被災しています。また、「丸ノコ等取り扱い作業従事者特別教育」は、建設キャリアアップシステムにおいて、建築大工・型枠大工・内装仕上職で登録の方が中堅技能者にあたるレベル2を取得する上で必要な資格になります。

安全作業に必要な知識や正しい使用方法を身につけて頂く為にもこの機会にぜひ、受講下さい。

日時 令和3年1月24日(日) 午前9時~午後1時(受付:午前8時30分~)

会場 組合本部(長崎市城山町17-58)

受講料 4,000円(テキスト代込み)

申込み 受講料を添えて1月8日(金)までに各支部へ